

裁判員経験者の意見交換会（第3回）議事録

- 1 開催日時 平成25年7月8日（月）
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 山口地方裁判所大会議室（本館3階）
- 3 出席者 山口地方裁判所 所 長 竹 田 隆
同 第3部総括判事 長 倉 哲 夫
山口地方検察庁 検 事 山 口 あきこ
山口県弁護士会 弁 護 士 伊 藤 正 朗
裁判員経験者1番（40代 女性）
裁判員経験者2番（50代 男性）
裁判員経験者3番（20代 女性）
裁判員経験者4番（60代 男性）
裁判員経験者5番（50代 女性）

4 議事内容

司会者（吉富総務課長）

ただいまから裁判員経験者との意見交換会を開始いたします。本日の進行は山口地方裁判所竹田所長にお願いいたしますので、それではよろしく願いいたします。

司会者（竹田所長）

山口地裁所長の竹田と申します。この意見交換会の進行役を務めさせていただきます。本日はどうかよろしく願いします。

御承知のとおり、裁判員制度は平成21年5月に始まりまして、満4年が経過しました。山口地裁でも平成21年9月に第1号事件の審理判決がされ、本年6月末までで37件、39人の被告人に対して裁判員裁判が行われました。その間、多くの裁判員、補充裁判員の方々に参加していただき、いずれの事件もほぼ順調に処理されたと言えますが、この裁判員制度は国民の方が刑事裁判に参加される新しい制

度でありまして、公判期日が開かれるまでの長期化傾向等のほか、これまで裁判員を経験された方々の御意見を拝見しますと、審理の分かりやすさについての裁判員を務められた方の評価が年々低下しているなど、幾つかの課題も出てきております。これらの課題については、検察庁、弁護士会、裁判所の関係者において、工夫と改善に向けての努力を続けておりますが、実際に裁判員を経験された皆様の率直な御意見を伺って、今後のさらなる改善につなげることが非常に重要であると考えております。本日はそういう趣旨の意見交換会ですので、限られた時間ではございますが、裁判員経験者の皆様方には積極的に忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

また、本日は検察庁、弁護士会、裁判所からそれぞれ1名の方に参加をさせていただいておりますので、検察庁、弁護士会、裁判所の順にそれぞれ簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。まずは検察庁からお願いします。

法曹三者（山口検察官）

山口地方検察庁で検察官をしております山口といたします。本日はよろしく願いいたします。先ほど竹田所長の方からもお話がありましたが、検察庁としては裁判員の皆様に分かりやすいように、冒頭陳述、論告、また、証拠調べ、いわゆる証拠の中身の話についても、できるだけ分かりやすいようにというふうに工夫はさせていただいております。ただ、実際に裁判員の皆様から見てどのように感じるのかという点について本日お聞かせいただければ、今後検察庁としても大変参考になると思っております。本日はよろしく願いいたします。

法曹三者（伊藤弁護士）

山口で弁護士をしております弁護士の伊藤です。よろしく願いいたします。私は裁判員裁判を既に6件経験しておりまして、山口県内では多分一番裁判員裁判を経験しております。そして、こういう裁判員の報告会というか、市民の皆さんと語

る会みたいなところには結構積極的に参加させていただいているんですが、やはり結構かたくなっちゃうので、私もざっくばらんな意見を述べたいと思いますし、皆さんもざっくばらんな、本当に率直に、弁護人の弁論は分かりにくかったよとか、あの書面ってないよねというぐらいの率直な意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

法曹三者（長倉裁判官）

山口地方裁判所の刑事部の裁判官の長倉でございます。裁判員裁判で、今回は皆さんに運用の改善のための御意見を伺いたいということで、お忙しい中来ていただいたということですが、やはりそれまでの裁判官裁判の時代の感覚で私たち裁判所、検察官、弁護人がやってるところがまだ残っていて、そういう面で私たちが気付かないという点もあると思います。そういうようなところを是非御意見をお聞かせいただければというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

司会者（竹田所長）

よろしく申し上げます。まず、本日の進行の大まかな予定ですが、担当された事件について、選任手続から審理、評議及び判決言渡し、これらについてそれぞれお伺いしたいと思います。その中で、本日のテーマは大きく分けて二つありまして、一つは審理についてで、特に証拠調べの分かりやすさについてです。この点について時間を割きたいと思いますが、もう一つは、守秘義務についてもお伺いします。最後に、午後4時半からを予定しておりますが、報道関係者の方からの質問をしていただくことを予定しております。したがって、これから1時間半弱の限られた時間ではありますが、皆様の御意見を伺う時間はおよそ午後4時25分頃までの予定で進行させていただきます。

まず、選任手続の関係ですが、裁判員候補者となられて通知が行きまして、選任期日の通知、それからいよいよ裁判員選任の手続にいらっしゃるわけですが、これ

らの点につきまして、職員からの説明や手続進行に関して、裁判員となられた方々は十分に理解いただいたでしょうか。場合によって説明が足りなかったようなところはなかったかというところをまずお伺いしたいんですが、こちらの方で指名をさせていただきます。申し訳ありませんが、1番の方はどうでしょうか。

裁判員経験者（1番）

丁寧な文書で御案内をいただきまして、とても分かりやすく、裁判所の地図とかもきちんと入れていただいて、ここに着いてからも御案内の方もちゃんといらして、迷うことなく手続も進められましたし、選任されてからの説明も丁寧にいただきまして、特に不安とかは全然なかったですし、とても分かりやすく参加させていただくことができました。

司会者（竹田所長）

裁判所の方からあらかじめ裁判員裁判の手続というか、制度等についての冊子などをお送りしたかと思うんですが、その冊子の説明などはどうでしょう。分かりやすかったですでしょうか。文章がいっぱい書いてあったんじゃないかと思うんですけど。

裁判員経験者（1番）

そうですね、最初に来たのはちょっと厚めの書類だったので、最初、何か最高裁判所から来てたので、あっ、何か私は悪いことをしたのかなと思って、すごくびっくりしたんですけど、中を開けてみると冊子もあったし、大体ニュースでこういう制度が始まっているというのも聞いてましたし、中にDVDとかも入ってて、そういうのも事前に拝見しまして、流れとかもつかみやすかったと思います。

司会者（竹田所長）

ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょう。お近くにおられるので、3

番の方，お願いします。

裁判員経験者（3番）

その冊子とかを初めに送ってきてくださったので，読んで最初に理解ができて，それから選任手続までちょっと時間があって，休みとかが取りづらかったというのが一つあって。裁判所に来てから選任手続も行ったんですけど，ちょっと時間がかかったかなというのがありました。

司会者（竹田所長）

選任手続の，選任されるまでの時間ですね，待ち時間とかも含めて。

裁判員経験者（3番）

待ち時間もですね。

司会者（竹田所長）

なるほどね。ほかの方はよろしいですか。

裁判員経験者（4番）

特に問題があると考えてません。

司会者（竹田所長）

そうすると，また別なことをお伺いしますが，あと公判期日の関係ですね，ここに参加していただいた方々は選任期日と公判期日の間でそれぞれ期間があげられていたと思いますけれど，その辺はいかがでしょう。例えば，仕事の調整の関係などで都合がよかったのか，それとも日数的に間隔があき過ぎたりして，その間何か不安を感じられたとかということはありませんでしょうか。2番の方はいかがでしょう。

裁判員経験者（2番）

私は会社員なんですけど，特別，全く会社の方の受入れはオーケーだったので，何の負担もなかったと思います。先ほどの質問にもあったんですけども，何しろとにかく未経験というか，2回目ということもないわけですから，初めてなわけですから，何をやるにしてもとにかく不安だけが付きまとうという形ですかね。

司会者（竹田所長）

5番の方は選任期日と公判期日の間が，ここにいらっしゃってる中では一番長くて，たしか7日後だったと思うんですけど，少し間隔があいてたと思うんですが，いかがだったでしょうか。

裁判員経験者（5番）

特に大きな問題はなく，その日を迎えることができましたので，よかったと思います。

司会者（竹田所長）

ありがとうございました。あと，山口地裁では，これまでの裁判員裁判では選任期日を当日の午前中に行いまして，続けて午後から審理に入る，公判期日が始まるという事件もあったようですけれど，こちらにいらっしゃる方々は，それより日数的な間隔があいていたようですが，もしそうなった場合はどうだったでしょうか。今2番の方がおっしゃったように，会社の関係などで調整が難しいということになったりしましたでしょうか。

裁判員経験者（2番）

会社の方は，会社の性質もあるわけなんですけど，全くそれは問題なかったんです。

ただ、一つだけ言えるのは、一般的な会社、うちも一般的なんですけど、会社の方に裁判員裁判のやはりこういった事情とかシステム自体をトップが実際にちゃんと分かってもらってるかどうかということですよ。各事業所宛に何か裁判所の方から、それを言っていていいかどうかは私はちょっと分からないんですけど、こういった事情で各社員がそういうことになるかもしれないというような理解を示してもらえらるためのものをもうちょっと渡していただければ、個別でもいいですし、もっと普及させる意味で言ったら、そういう全事業所等に配ってれば、社員が改めてそこに行かなくちゃいけなくなりましたと言ったときに、ああ、そうです、私も読んでますから分かりましたよというような形もとれるのかなと。今回に関しては、裁判所というよりも、それを受けた側の本人がどちらかといえば会社の方に掛け合うと、掛け合うという言い方はおかしいですけど、そういった形で、先ほど言ったように初めてなので、掛け合うための言葉もよく分からないし、それはどういったことなんだ、説明してみなさいと言われても、説明するほどの知識もありませんので、そういったところがあれば、もう少し休暇を取りやすいというような形かなと思います。

司会者（竹田所長）

ありがとうございました。また3番の方、お願いします。

裁判員経験者（3番）

今2番さんが言われたように、会社への休みの申請とかを自分でしなくてはいけないので、一応上司の方に話したところ、上司も知っていたのは知ってたんですけど、どういうものかや、その休みの申請とかをどれで落としていくのかが分からなくて会社への手続にちょっと時間がかかってしまったりとかがあったので、そういう面がまた、先ほど言われたように資料とかを送って分かりやすくしてもらえたらいいのではないかなと思います。

司会者（竹田所長）

私はこの裁判員裁判を一審で直接担当したことがないのですが、刑事裁判を長くやっております、違う任地で始まる前の準備段階で少しお手伝いをしたことがあるんです。その際はその地の企業に訪問をさせていただいて、ここで今どの程度、会社などで特別休暇制度できてるか分かりませんが、特別休暇制度をつくっていただくお願いなどをしたんですが。今日そこまでお伺いするつもりはないんですが、特別休暇制度がつくられている会社などは、この山口の地では幾つかありますでしょうか。1番の方。

裁判員経験者（1番）

私はそれで来ました。

司会者（竹田所長）

その制度を利用されていらっしゃったと。

裁判員経験者（1番）

はい。

司会者（竹田所長）

ありがとうございます。次の審理についてまたお伺いいたしますが、まず審理の冒頭、証拠調べの最初に検察官及び弁護士双方が冒頭陳述を行います。この冒頭陳述がどういうものであるかは理解していただけたでしょうか。こちらが申し上げてしまうとなんなのですが、それをするのは、冒頭陳述というのは、証拠によって立証しようとする事実であることと、以後の証拠調べで証拠がなければ単なる主張にすぎないものであることは理解していただけてましたでしょうか。まず、どなた

でも結構ですが，その点は御理解していただいてたということによろしいでしょうかね。裁判所の方でも公判期日に入る前に説明されるのかな。

法曹三者（長倉裁判官）

説明はしていたつもりではあるんですけど，よく分かんなかったとか，そういうようなことはなかったでしょうか。

司会者（竹田所長）

4番の方はいかがですか。

裁判員経験者（4番）

冒頭陳述自体は全くよく分かるんですけど，はっきり申し上げまして，ただ単に一辺倒でちょっと物足りないというか，そういう感じはありました。

司会者（竹田所長）

それは一辺倒というのは，例えば冒頭陳述を双方がされるときに，メモなどを渡されることもあるんじゃないかと思いますが，あるいは主張の仕方というのか，話しぶりも含めてなんでしょうか。

裁判員経験者（4番）

はい，そうですね。淡々として，それは当然なんでそれでいいんですが，我々としたら，冒頭陳述で証拠がこれだけということされてると思うんですけど，もっとほかのことがあったんじゃないかなと。いや，これは，もっとこれよりかほかのことがもっと中心になるんじゃないかなというふうな，我々は素人なんで素人感覚で見せてもらうわけですけど，そこをですね，判断させてもらうんですが，そのところでちょっと物足りないというか，冒頭陳述はもうちょっと深くしていただい

たらありがたかったんじゃないかなという気がします。

司会者（竹田所長）

そこのところは難しいところがありまして。裁判所の方からお願いします。

法曹三者（長倉裁判官）

やはりまだ法曹三者が、その辺は裁判員裁判の審理になれていないというところがあるのかなと。やはりここが大事ですよとか、ここがポイントですよというようなところを最初にクローズアップできたら分かりやすいということになる、淡々とというところがちょっと、私たちもそういうふうを受け止められてるとしたら、考えなくちゃいけないなというふうに思います。

裁判員経験者（4番）

確かにポイントとしておっしゃってたと思うんです。だけど、我々が、我々と言ったら申し訳ない、私かもしれませんけど、私から見て、ちょっとそれはポイントが外れてるんじゃないのという感じがしました。私が参加させていただいた裁判について、それよりかもっと重要なことはあっちじゃないのかなという気がしたもんですから今申し上げました。

以上です。

法曹三者（伊藤弁護士）

弁護士の伊藤です。今の4番さんの発言に対してちょっと御質問なんですが、その物足りなさというのは、裁判が終わった時点では埋められてましたか。

裁判員経験者（4番）

いいえ。もし我々に、例えば実際に捜査する権限というのがあったら、あれは確

かめてみたいなという感じが残ったという。

法曹三者（伊藤弁護士）

あと、今の点に関してもう一点だけなんですけど、冒頭陳述は検察官と弁護人双方からするんですが、その両方についてちょっと物足りないなというふうに思われたということなんですかね。

裁判員経験者（４番）

弁護士さんは弁護するだけですからあれでいいんだろうなと思います。だけど検事はその人の人生を決める権限があるわけですから、本当にそれが、真実ってそれだけだったのかというところまで深く掘り下げた、時間を割いてやっていただけたらありがたいのではないかなという気がします。

司会者（竹田所長）

おっしゃってる意味は理解できます。

裁判員経験者（４番）

言葉が足りないかもしれませんが。

司会者（竹田所長）

いえいえ、そこがこの裁判員裁判の一番難しいところでして、これは長倉部長の方から説明してもらった方が正確になるかも分かりませんが、公判前整理手続というものを裁判所、それから検察官、弁護人、三者で行いまして、どこが争点かというのを絞りますので、確かに一般の方、国民の方から見れば、全部が出てきてないじゃないかということはあるかと思います。それを行ってますと従前の裁判官裁判の裁判に戻ってしまいまして、裁判員の方々にとっても大変な負担になる点もあ

りますので、ポイントを絞る、証拠も絞っていくということになっておりまして、今の法曹三者、裁判所、検察官、弁護士会では、それに向けていろいろ工夫をするというふうなところだと思えます。

法曹三者（長倉裁判官）

事件の証拠の話にもなってくるのかなと思いますけれど、被害者が死亡してしまっているという事件の証拠調べの在り方というような、それをどういうふうにしていくかというような、そういうところがあった事件だったんじゃないかなと私は記憶していますけれど、証拠調べの方の話が大きいのかなと思いますけど。

裁判員経験者（2番）

一番最初に証拠に基づいてということでお話があったのは大変ショックを受けまして、そのショックは別に悪い意味でのショックではなくて、いろんな想像に駆られてる自分があるなど。一つの証拠、もう一つの証拠と、どんどん、事実、証拠を挙げてくることによって、その関連性は何かなとかという、自分自身の妄想に走りやすいなというのにも気付いたわけですね。もうちょっと端的に、証拠が何であるかということをもう一回見詰める必要性があって、その関連性を逆に言ったら、私たちは考えるんじゃないなくて、逆に言えば検察とかでやはりそういったものの関連性とかを挙げてこられるんでしょうけど、それ自体を逆に、その関連性が正しいかどうかというのを見る側の立場だったのかなと思ってます。一番最初にそれを証拠に基づいてのみと言われたときに、ああ、今からやらなくちゃいけない仕事はそっちなんだなという具合に私は受け止めました。

司会者（竹田所長）

おっしゃったのは、後の証拠調べにも関わってきますけれど、証拠調べの結果現れた証拠の見方といいますか、評価が、場合によって、最初の冒頭陳述の検察官の

見立てあるいは弁護人の見立てとは違う観点といたしますか、評価の仕方もあり得るのかも分かりません。だから、そこが国民の方に参加していただく裁判員裁判の一つの重要な点ですから、おっしゃったことは大変重要なことだろうと思います。

今、この冒頭陳述の関係でお伺いしたいのは、事件によっては検察官、弁護人の方であらかじめメモを準備されたりした上で冒頭陳述をされるとか、そのメモも、色刷りにしたものとか図形を使ったものがあったのではないかと思いますけれど、それぞれ担当された事件で、その分かりやすさ、分かりにくさがあったりしましたらお伺いしたいんですが。まず、1番の方はいかがでしょう。

裁判員経験者（1番）

私の事件は被告人が3人いたので、検察官の資料をまず見て、色で分けてあったり、それぞれの被告人の、分かりやすいように色を変えたりして、すごく分かりやすく作ってあって、一目で流れが分かるというふうになってました。弁護人が作ったのは、3人それぞれについて作ってあったんですけど、弁護士さんがそれぞれに付いてて、三人三様で、書式ももちろんばらばらで、ある方は文字の羅列ではあつと書いてあったので、これを読むのはきついなというのが正直な感想で。分かりやすさ、分かりにくさで言うと、私は検察官の方が作ってた資料が本当にぱっと目に入ってきて、説得力もあつたしというのはありました。

司会者（竹田所長）

5番の方はいかがでしょう。今の点ですね、分かりやすさ、分かりにくさの点で。

裁判員経験者（5番）

きちんと色で分けてあったり、文章も端的に書いてあったりしたので、分かりやすかったと思います。検察官の書かれた文章も分かりやすかったし、弁護士の文章も、それぞれの検察官の書かれた文章の特徴と、弁護士さんが書かれた文章の

また特徴が出てて、それぞれの言いたいこととかいうのは分かりやすかったと思います。でも、書いてある文章を読んでみると、書いてあることが私たちの知識として得るのはそれだけなので、それだけでどういうふうに判断するかというのは難しいところだとも思いました。

司会者（竹田所長）

ありがとうございました。先ほど4番の方は違う観点から、もう少しこの点がということもおっしゃいましたけれど、ここで伺いたいのは、それぞれ冒頭陳述の書面、メモ、あるいは冒頭陳述の仕方、場合によっては法廷でパワーポイントなどを使われた場合もあったかと思うんですが、その点がどうだったかということと、反対に情報量が多過ぎて分かりにくかったというところはありませんでしたか。1番の方は先ほど、分かりやすいということで、おっしゃったのは、1番の方の事件では、それぞれ金員、現金を奪い取った、脅し取ったということで3件の事件がありまして、3人共犯で、事件ごとに関与した被告人が異なってるというような事件でもあったと思うんですが、その区別というのも分かりやすかったでしょうか。

裁判員経験者（1番）

そうですね。弁護士さんが3人おられて、それぞれの被告人について説明もしていたので、その辺は、そういう意味だけで言うと分かりやすいんですけど、ただ弁護士の癖というか、すごく癖のある方がおられて、ちょっと芝居がかった感じをされた方がいて、ああと思ったんですよ。それはいいのか悪いのか分からないんですけど、私はちょっとそれは苦手だったので、印象が悪くならないといいなと思ったんですけど。

司会者（竹田所長）

3番の方は、検察官、弁護人の冒頭陳述の分かりやすさとか分かりにくさの関係

はいかがでしょうか。

裁判員経験者（3番）

書面は分かりやすかったですけど、検察官側の方が被告人に対しての聞き方がちょっと意地が悪いと言ったらあれなんですけど、ひねったように聞いているのがちょっとどうなのかなと思いました。

司会者（竹田所長）

後の証拠調べでの被告人質問の仕方ですね、聞き方というか。

裁判員経験者（3番）

そうですね。

司会者（竹田所長）

またお伺いすることがあるかも分かりません。ありがとうございました。それで、この点でもう一つお伺いしたいんですが、証拠調べの冒頭、最初に行われるそれぞれの冒頭陳述で、それぞれ担当された事件で、もう一工夫、こういうことがあったから自分たちには理解しやすかったとかというあたりについて、御意見がおありの方がいらっしゃいましたらお伺いしたんですが。

また、証拠調べの後の論告弁論でもお伺いすることができるかもしれませんから、この点はこの程度にさせていただきますでしょうか。

法曹三者（伊藤弁護士）

1点だけよろしいですか。

司会者（竹田所長）

どうぞ。

法曹三者（伊藤弁護士）

冒頭陳述が終わった時点で，この裁判はこれを見たらいいんだなというふうに分かったかどうかだけちょっとお教えいただいでよろしいですかね。

司会者（竹田所長）

ほぼ全員の方にですか。

法曹三者（伊藤弁護士）

そうですね。

裁判員経験者（1番）

1番ですけど，これを見たら分かったかなというのはどういう意味でしょうか。資料ということでしょうか。

法曹三者（伊藤弁護士）

つまり冒頭陳述の目的というのは，言ってみれば裁判の概略というか，どういうふうな事件が起こって，こういうところが争点になるんですよと，ここを見てくださいというのが冒頭陳述の目的なので，その目的が達成されてるのか，それとも，いや，ちょっと何か長くてよく分からなかったとか，あるいは短過ぎてよく分からなかったとか，そういう点はどうですかね。

裁判員経験者（1番）

すごくきちんと整理されてて，一目瞭然みたいな感じで説明をされて，資料も見て，すごくそれはぱっと頭に入ってきたので，概略と流れは私は分かったつもりで

いました。

司会者（竹田所長）

2番の方。

裁判員経験者（2番）

結構箇条書みたいな形でよく分かったのと、逆に箇条書になってるからこそ、逆に言えば余分なと言ったらおかしいんですけど、余分なところの言い回しの部分がない部分、逆によかったかなと。言い回しによってはもうちょっと事件の内容が強烈なものになっったり、そんなもんじゃなくて、淡々と書いてある。特に時系列に書いてあるものとか、そういったものはよかったと思います。それから、私たち、私だけかもしれませんが、前はどのようなものの文章って、二通り、多分私たちが見るものと実際につくられたものというのは、多分あの中はちょっと違うんですかね。もう一枚、何か文章的に、文章のみで書かれた、そういったものがあるわけですかね。

法曹三者（長倉裁判官）

証拠で出てくる供述調書とか、そういうのですかね。

裁判員経験者（2番）

全ての文書で、私たち裁判員に専用につくられたものと裁判官が見られるものというのは、また別個に。

法曹三者（山口検察官）

冒頭陳述のことですか。

法曹三者（長倉裁判官）

冒頭陳述，一番最初に出てくるのは裁判員と裁判官は同じものですね。

裁判員経験者（2番）

分かりやすかったということでは，よかったと思います。

司会者（竹田所長）

2番の方がおっしゃってるのは，多分口頭で冒頭陳述をされるのは，かなり敷衍してるといえるか，多少文章が長い形で話されるので，別なものがあるんじゃないかということですか。

裁判員経験者（2番）

そうですね。陳述なわけですけど，実際この裁判員裁判があるまでは，どういった形で，どう改善されて私たちが分かりやすくなってるのか。逆に言えば，当時のものを聞いても，素人でももしかしたらそれは端的に伝わってくるものであるかの比較は私にはできない状況なので。もし前の，同じものがあって，私たちに示せるものがこれでしたという，二通りがもしある，あったらでの話だったんですけど，そういったものも比較の材料になるかなと思いました。

法曹三者（長倉裁判官）

公判前整理手続の中で，検察官，弁護人の方からそれぞれ主張の書面が出ておりまして，その関係のことでしょうかね。その関係では少し詳しい書面が出てきているというところはあるんですけど。公判で最初に出る冒頭陳述，それから検察官，弁護人の弁論の内容については，裁判官も裁判員も同じものでやってるところですかね。

司会者（竹田所長）

3番の方，どうぞ。

裁判員経験者（3番）

書面とかに争点の部分も書いてあったので，どこを重視して見たらいいのかがよく分かりました。

司会者（竹田所長）

4番の方，どうぞ。

裁判員経験者（4番）

冒頭陳述は非常に分かりやすかったですね。ただし，全然内容がないというふうに思いましたね。そのところはもっと重要なところを何でさらっと流してるんやというような感じですね。ですから，冒頭陳述自体は，事実だけを言うならあれでいいと思うんですけど，例えばそれによって刑期が加味されとかを考えることになったら，もう少し内容のあるようにしていただかないと，あれじゃあちょっと困るんじゃないかというふうな気がしましたね。

司会者（竹田所長）

5番の方，お願いします。

裁判員経験者（5番）

きちんと明記されて，争点というのを分かりやすく書いてありました。でも，それだけに頭が偏ってもいけないなという印象もありました。

司会者（竹田所長）

皆さん，ありがとうございます。じゃあ，証拠調べの関係に入らせていただきますが，まずお伺いしたいのは，参加していただいた，担当していただいた事件は証人尋問が比較的少なかったのかなということは思いますが，例えば証人，あるいは被告人が直接法廷で話をして調べる証人尋問，被告人質問の方法と，それから捜査官などに話をした内容を書面にした供述調書などの書面を朗読する取調べの方法があったと思いますけれど，書面の朗読の場合に相当長い時間が使われたのではないかと思います，その際，供述調書などの書面の証拠の内容は分かりやすかったかどうかですね，それと，それを聞いていることが大変だったとか，疲れることがあったか。また，同じような観点から，証人尋問，被告人質問の場合どうであったかというあたりをそれぞれお伺いしたいんですが。また1番の方に戻りましてお願いします。

裁判員経験者（1番）

結局，事件というのを書類だけとか，あと朗読だけという形ではなくて，リアルに人の口で語って実感しないと理解とかイメージというのがしづらいというのはすごく感じました。被告人に聞くのはもちろんなんですけど，被害者とか目撃者とかがいるのであれば，その人たちも，遠い近いとか，審理の期間が短いからといういろんな事情はあったとは思いますが，そういう方を呼んで，私たちの目の前で直接話を聞いてみたかったというのはすごくあります。

司会者（竹田所長）

5番の方は，被害者の家族の証人尋問のほかに，被告人が入所予定の，これは福祉施設だったのでしょうか，施設長さんの証人尋問が行われたんですかね。

裁判員経験者（5番）

はい，そうですね。

司会者（竹田所長）

その証人尋問はどうでしょう，直接，話が分かりやすかったかどうかあたりは。

裁判員経験者（5番）

その施設長さんのお話というのを伺って，これから被告人が今後どういうふうに変更していくかとか，こういう道筋をきちんと立てて考えてらっしゃるところを聞くと，ああ，なるほどなというか，被告人のためには，ああ，こういう方法もあるのかというのが実感できましたので，とてもよかったなと思ってます。

法曹三者（伊藤弁護士）

その点に関して若干補足してよろしいですかね。

司会者（竹田所長）

はい。

法曹三者（伊藤弁護士）

例えば，その施設長の話というのも，言ってみれば弁号証という形で書面にすることも可能なんですよね。それで，書面でまとめてお伝えするのと直接聞くというので，やっぱり違いはありますでしょうか。

裁判員経験者（5番）

そうですね。書面というのも分かりますけど，施設長さん自体がどういう人間性の方かというのもそこで分かってきますし，ああ，この方のこの施設なら大丈夫だろうとか，大丈夫か大丈夫でないかはそこの判断ですけれども，大丈夫だろうという，そういう考えにもなると思います。

司会者（竹田所長）

2番の方は専ら被告人質問，被告人に対する質問が相当長だったんでしょうか。

裁判員経験者（2番）

いや，相当長いという感覚はなかったですけど，やっぱり裁判って，被告人がしゃべるということ自体に一定の法則はないでしょうけど，ちょっとあやふやである印象とか，あるいはもちろん自分をかばうというような印象を受けました。それはもちろん事実かどうかというのはまた別個の話でしょうけど，そういったところがあって，逆に言えば支離滅裂な部分も感じられました。感覚ですけど，そういったものも感じられました。それから，証人の方でも被害者とかいろいろ，御家族とかのお話を聞いたんですけど，やっぱり当然加害者も被害者もそれぞれ感情を持って話されるんで，伝わってくるものが確かに大きいわけですけど，逆に伝わるものが大きくて，過剰に，逆に言えば考えてもいけないのかなと。別に冷酷な人間でもないんですけど，その部分が，情に流されてもいけないし，情もやはり量刑にも反映するという，そのところの心の整理というのは特に一般住民にはちょっと難しいかなと，逆に惑わされるところかなとは思います。

法曹三者（山口検察官）

被告人質問のことが出たのでちょっとお伺いしたいんですけども，皆様の中で，例えば被告人質問の前に被告人の供述調書を朗読したことを踏まえて被告人質問というケースもあれば，全くそういう調書等の朗読もなしに，いきなり被告人質問という形で被告人の話の内容が出てくるという，いろんなパターンがあったかと思うんですけども，御自身が経験されてみて，やはり何らか調書の朗読等があった上で被告人質問，実際の生の言葉というものがあって方が分かりやすいのか，それとも朗読とかはなしに，いきなり被告人質問，生の言葉が飛び交うという方が分かり

やすかったのか，ちょっと皆様の御意見を伺わせていただければと思うんですが。

司会者（竹田所長）

それでは，1番の方からお願いします。

裁判員経験者（1番）

どっちがいいかはケース・バイ・ケースじゃないかなと思います。最初に分かった上で聞いているんだったら，その順番とかは余り関係がないんじゃないかなと私は思います。

司会者（竹田所長）

2番の方，どうぞ。

裁判員経験者（2番）

両方あった方が私はいいと思います。というのが，やはり言うことと以前のことの食い違いとか，食い違いということはないでしょうけど，違ったりもするのかなとは思いますが，両方とも頭の中に入ってるというか，証言自体も調書自体も頭に入った上でやはり考えるべきだと私は考えてます。

司会者（竹田所長）

3番の方，どうぞ。

裁判員経験者（3番）

分かった上で聞いた方が，より真実じゃないですけど，深く見えてくるのではないかなと思いました。

司会者（竹田所長）

4番の方，いかがでしょう。

裁判員経験者（4番）

私もそう思いまして，まず分かった上でないと，何を聞いていいか分からないと思うんですね，やっぱり我々は素人ですから。ですから，やっぱり最初にあった方がいいと思いますけど。

裁判員経験者（5番）

私もそうですね。分かった方がいいと思います。それでいろいろと疑問点とかは出てくると思います。

司会者（竹田所長）

正確には私は分からないんですが，3番，4番の方は，被告人の供述調書の関係は，取り調べられた調書というのは比較的少なかったのでしょうか。

法曹三者（長倉裁判官）

そうですね。捜査段階の供述調書も読みたかったということですかね。

裁判員経験者（4番）

そうです，はい。それから，ちょっといいですか，言わせていただきますけど。いいですかね，こんなことを言ってもいいかどうか分かりませんが。

司会者（竹田所長）

いやいや，どうぞ。

裁判員経験者（４番）

すごい近くにいる、事件の関係者が、見なかったとか知らなかったというだけで文章が終わったと思うんですよ。あの供述調書、検察のですね。そんな馬鹿なことはないだろうと素人が考えてですね。もしそんな近いところで見えなかったというような文章でさらっと終わったんだったら、やっぱり我々としたら、本当にそうだったのかというのをちょっと聞きたいという気がしたわけです。

法曹三者（長倉裁判官）

被害者の方は亡くなっていて、現場にいた目撃者の方の捜査段階の供述調書を取り調べたという事件でございましたけれど、目撃者の方は肝腎な犯行のところは見えていないという供述調書だったという事案で、４番さんは法廷で直に、目撃してたんじゃないかを確認したかったという御意見ということでよろしいですか。

裁判員経験者（４番）

そうです。だから、今おっしゃったように、法廷で聞かせていただけたらよかったですのではないかと思うわけです。

司会者（竹田所長）

今のはまた、この程度で。それで、もう一つ違う観点から、証人尋問とか被告人質問が行われた場合に、検察官あるいは弁護人の質問がいったん終わった後に補充尋問、補充質問というのができると思うんですが、裁判員の方々は裁判員として質問したい点、尋問したい点はできましたでしょうか。どうぞ、１番さんから。

裁判員経験者（１番）

今にして思えば、ほかにもあんなことを聞きたかった、こんなことを聞きたかったというのは思い浮かぶんですけど、そのときはちょっと的が外れたようなことを

聞いてしまったかなという気はします。

司会者（竹田所長）

ほかの方はお話ししていただくことがおありですか。

裁判員経験者（４番）

私は後思い出すことはないです。何とか全部。

司会者（竹田所長）

あと，ここにいらっしゃる裁判員の方は専門家の証人尋問が行われたわけではないので，例えば証人尋問で話す言葉が分かりにくかったとかということはございませんね。専門的な用語で分かりにくかったということはなかったと思うんですが，よろしいですね。

出席した裁判員経験者はうなずいた。

司会者（竹田所長）

この点は既に４番の方が少しおっしゃっていただいたんですが，それぞれの事件で，検察官，弁護士双方が証拠調べを終えて十分に立証したと感じておられるかどうかなんですが，少し難しい面がある質問なんですけれど。４番の方は，まだこういう点も明らかにしてもらいたかったという部分がありますね。

裁判員経験者（４番）

写真を，あんな通り一遍の軽い写真じゃなくて，いろんな角度から撮っていただけたらよかったんじゃないかと思うんです。二，三枚しかなかったんで。ただ，法廷はその二，三枚が全ての真実ということになってしまいますんでね。そのところ

るを考慮いただけたらいいんじゃないかと，判断を我々がもう少し広くできるように。

司会者（竹田所長）

その写真というのは，どんな写真のことですか。

裁判員経験者（4番）

事件現場でどういうふうにした，どういうふうになって，加害者が被害者にどういふふうなことをして，被害者がどういふふうになったという，結果がどうなるといふ写真がありますでしょう。その写真がほんの二，三枚だけで，本当にこれだけで，こんなだったのかなといふふうに。難しいところですよ。後で調べてやるわけですから，その問題はあろうと思うんですけど，もう少しそこを考慮いただけたら，我々の判断がより容易になるんじゃないかというお願いです。

司会者（竹田所長）

5番の方はいかがでしょう。証拠調べを終えた後に検察官，弁護人の立証は十分といふふうに感じられたかどうかなんです。

裁判員経験者（5番）

一応写真とかをきちんと撮られてましたし，犯行の現場の様子とかも忠実といふか，分かりませんが，ちゃんと写真と現場のそういう行為をした様子なども分かりやすくして撮ってありましたので，現場でどういう状況で行ったかといふのは判断はできました。本人の証言といふのもちょっと時間もたつて曖昧なところもあったんですけども，大現場の写真とか本人がしゃべったこともきちんと整合性はあってよかったと思ってます。

司会者（竹田所長）

2番の方はいかがでしょう。

裁判員経験者（2番）

十分証拠についても審理いたしましたし、よかったと思ってます。一番難しいなと思ったのが、先ほど言った精神的なところというか、感情、被告人の考え方というのはもちろん証拠では上がってこないんですけど、その部分をどう考えるかという、量刑に関しても、どう反映、反映させない方なんでしょうけど、そういったところがすごく難しいなと思いました。物的なところとか、やったことについてというのは、それこそ量刑に当てはまる場所はあるわけですが、なかなか心情の部分をどう捉えていいのか、捉えちゃいけないのは捉えてはいけないというところが、一般のこういう裁判員の私にとっては一番難しいところだったと思います。

司会者（竹田所長）

ありがとうございました。それで、ここをもう一つお伺いしたいのですが、1番、2番の方も被害者が傷を負ってますので、その傷の写真とかの証拠もあったと思います。それから、3番、4番、5番の方は被害者が亡くなっておりますので、その御遺体の傷の写真とか、証拠の写真であったと思うのですが、その写真を証拠として出されることについて、もう少し配慮してほしいとかというあたりはありませんでしょうか。3番の方はどうでしょうか。

裁判員経験者（3番）

写真を挙げるということはいいと思うんですけど、写真がぼんぼんぼんぼんと次々に結構早く出てきたので、私としてはそういう傷とかを見るのがだめな方なので、一言ちょっと、これはちょっときついなと思う写真があれば、一言ちょっと、次の写真はちょっときつめなので、だめな方という一声があった方がいいのではない

かなと思います。

司会者（竹田所長）

4番，5番の方は。

裁判員経験者（4番）

全然何とも感じません。真実は見せていただいた方がありがたいですね。

司会者（竹田所長）

5番の方は。

裁判員経験者（5番）

私もそういう場面というのは大丈夫なんですけれど，大丈夫と思ってた私でも，ずっとその映像が頭の中に残る感じがありますので。それが心でどうこうということはないんですけれども，やっぱりずっと映像は頭の中に残ってるというのはありますので，やっぱりこれが見るのが不安な人にとっては，結構きついものがあるんじゃないかなと思います。

法曹三者（山口検察官）

今の点でお伺いしたいんですけれども，例えばカラー写真がいきなり出てくるのではなくて，カラー写真の前に白黒を1枚挟んで，次にカラーが来ますというような形で見ていただくという感じにすると，気持ちの負担というのは大分変わると思われますか，余り変わらない感じですか。

裁判員経験者（3番）

余り変わらないですね。

法曹三者（山口検察官）

それよりも，その一言を入れてという方がやっぱり気持ち的には大分楽になれるという感じですか。

裁判員経験者（3番）

周りの方がどうかは分からないんですけど，白黒だと伝わってこない部分もあると思うので，カラーで出してもらっても全然大丈夫なんですけど，やっぱり一言ないと，私もずっと，今も頭の中に映像が残ってるので，その一言があったら違うのかなとは思いますが。

裁判員経験者（2番）

1点質問があるんですけど，よろしいでしょうか。

司会者（竹田所長）

はい。

裁判員経験者（2番）

凶器とか写真とかをいろいろ見せてもらったんですけど，それを見ないということ自体が許されるわけですかね。

法曹三者（山口検察官）

基本的に人が亡くなられたりとかけがをされてる事件については，先ほど4番の方が言われてましたけれども，真実をきちっと見ていただくという意味では，写真等を見ていただくということは必要だというふうに考えております。ただ，やはり3番の方が言われてましたけど，いきなり見せられてびっくりされるという方もい

らっしゃるので、見ていただくに当たって、こちらの方で配慮できる部分があれば配慮をした上で、やはりただ真実は見えていただくということで、こちらで何らか工夫ができる点はないかなというふうに今模索をしているところですので、実際裁判で見られたときの経験をお聞かせいただければと思った次第です。

法曹三者（長倉裁判官）

日頃見ない写真をいきなり見るということについては、裁判所としても、そういう精神的な負担ということこれからどういうふうにしてやっていくかと。いずれにしても、そういう裁判員の方の精神的負担ということについては十分考慮して審理を考えていきたいなというふうに思っております。

司会者（竹田所長）

それでは、証拠調べの関係はこの程度にさせていただき、証拠調べの後の論告弁論ですけれど、検察官、弁護人、双方が行う論告弁論は十分に理解されて、そのまますんなり評議に入れたでしょうか。あるいは、論告弁論で言っていることが分からずに苦労されたということはないでしょうか。1番の方は先ほど冒頭陳述でも触れられましたけれど、3人の被告人側の弁護人がそれぞれ異なっておられて、若干重点の置き方が違う弁論ではなかったかと思うんですが、検察官の論告も含めて弁論をお聞きになって、評議にすんなりと入っていけましたでしょうか。

裁判員経験者（1番）

そうですね、まとめの段階になって、双方の主張がきっちり、きちんとまとめられて説明がされたので、その辺は分かって、すんなり評議に行くことができたと思います。ただ、ちょっと証拠調べのところでしゃべり足りなかったんですけど、何か、これは本当に証拠なのというのがあって、というか私は感じたんですけど、弁護人の証人ばかりがどんどん出てきて、家族写真とか被告人の子供時代の写真

とかをものすごく長い時間見せられたんです。これは本当に証拠なのかという疑問がすごく湧いてまして、一方、被害者側の声とかは直接聞くことができずに残念だったなというのもあったので、そういうのがどちらか一方でなく、両方の顔が見えるのをやっていただいた上で、最後のまとめに入ってもらいたかったなというのがありました。

司会者（竹田所長）

なるほど。5番の方は、論告弁論で言っていることがよく理解できて、すんなりと評議に入れましたでしょうか。

裁判員経験者（5番）

それはちゃんと理解できましたので、それに対しての評議にはすんなり入ることはできたと思います。

司会者（竹田所長）

ほかの方にもお伺いしたいんですが、ちょっと時間の関係で。それで、論告弁論の関係では、場合によっては被害者参加弁護人の科刑意見、刑に対する意見が述べられた事件もあったと思いますけれど、検察官に加えて弁護人からも求刑意見というか、科刑意見が述べられた事件もあったようですが、それぞれの双方の求める刑の幅が大きくて、判断される上で混乱があったとか影響があったというようなことはありましたでしょうか。3番、4番、5番の方は、検察官の求刑はそれぞれ相当の求刑で、弁護人の意見は、保護観察付きかどうかは別として、執行猶予の意見だったと思いますが、そういう科刑意見の幅といたしますか、大きく異なったことによって量刑を判断されるについて何か影響があったということはありませんか。3番の方。

裁判員経験者（3番）

それは特にありませんでした。

司会者（竹田所長）

4番の方はどうでしょう。

裁判員経験者（4番）

人命って軽いんだなと思いました。よくテレビなんかで人命は地球より重たいと言いますが、これはうそだなと思いましたね。

司会者（竹田所長）

5番の方は。

裁判員経験者（5番）

そうですね、ちょっと求刑と離れてたので、どういうふうに判断するかは私たちの評議次第だとも思いますので、それは責任が重いなとすごく思いました。

司会者（竹田所長）

ありがとうございました。それで、評議ですけれど、これはお答えいただくのが難しいかも分かりませんが、評議は十分に議論ができたというふうにお考えでしょうか。自分の意見は十分に述べられたというふうにお考えでしょうか。できれば全員の方にお伺いしますが、また1番の方からお願いします。

裁判員経験者（1番）

裁判員と、それから裁判官の方が集まって部屋で評議をしていくわけなんですけど、そこに裁判官の方が分かりやすくホワイトボードを使って、たくさん出てるこ

とを全部書いてくださって、裁判員の中でもいろんな意見が出て、それを否定とかするんじゃないくて、自由に言い合って、ああだね、こうだねと言いながら、本当そういう中で議論しながらたどり着くというような、そういう経緯があったと思います。すごく自由に言葉を発するような雰囲気づくりを裁判官の方がしてくれたんだなと思います。

司会者（竹田所長）

2番の方はいかがでしょう。

裁判員経験者（2番）

十分話し合えてきたと思っております。求刑もそういうようなこと、余り差がないというか、さっきあった弁護士の方も別に言うことはないですというような感じでしたから、よかったのではないかなと思っています。

司会者（竹田所長）

3番の方。

裁判員経験者（3番）

自分が言いにくいなと思ったときにでも、裁判官の方が何番さん、何番さんと言ってくれるので、自分の意見を素直に十分に言えたと思います。

司会者（竹田所長）

4番の方はどうでしょう。

裁判員経験者（4番）

十分言わせていただきました。ただ、残念だったけど、法律の壁って高いなと、

厚いなというのが結論です。

司会者（竹田所長）

5 番の方。

裁判員経験者（5 番）

そうですね，分かりやすくきちんとホワイトボードに書かれていたので，考えも整理しやすかったし，意見を引き出してくれるように声かけをしてくださったので，皆和気あいあいと話すことができたと思います。

司会者（竹田所長）

ここにいらっしゃる方は，日程を見ますと，それぞれ評議の日，相当の時間が取られたといえますか，かけていただいたと思うんですが，具体的に休憩の取り方とか，時間が長くて大変疲れたとかというあたりはどうでしょう。休憩の取り方とか，時間の長さとかで特に御意見がおありの方がいらっしゃいましたら。時間的には，負担といえますか，御負担があってお疲れになったとは思うんですけど。

それでは，特にこの点について御意見がなければ，あとはまとまった評議の結果が判決にうまく，うまくというのは言葉があれですけど，十分に反映されていたかどうかはいかがでしょう。評議の結果がですね。また一番の方から，お願いします。

裁判員経験者（1 番）

判決文を見せてもらって，流れといい，それから話し合ったことといい，全てが盛り込まれて，本当，一つの何かこう，作品じゃないですけど，本当，出来上がって，評議を尽くした結果がこれに全てあらわれてるなというのをすごく感じました。まとめた裁判官の方はすごいなと思いました。

司会者（竹田所長）

ありがとうございます。2番の方はどうでしょう。

裁判員経験者（2番）

十分なものだったと考えております。

司会者（竹田所長）

3番の方はどうですか。

裁判員経験者（3番）

評議したことが判決の中に入っていたなと思います。

司会者（竹田所長）

十分に盛り込まれた，入ったということですか。

裁判員経験者（3番）

はい。

司会者（竹田所長）

4番の方は，どうですか。

裁判員経験者（4番）

十分だったと思います。全く無駄がなくて素晴らしい文章だというふうに私は思いました。

司会者（竹田所長）

5 番の方は。

裁判員経験者（5 番）

そうですね，評議した内容とかいうのが全部きちんと盛り込まれてたと思いますし，私自身もそれを，決まった瞬間ほっとしたというのが，そういう思いですね。

司会者（竹田所長）

ありがとうございます。それで，もう一つのテーマで守秘義務の関係ですが，時間が短くて申し訳ありませんが，守秘義務の内容，趣旨は十分御理解いただけたということをお伺いしたいんです。評議の秘密，どんな過程を経てこうなったのかということとか，意見の数とかは漏らしてはならない，それから職務を行うに際して知った秘密，例えば事件関係者のプライバシーに関する事項とか，裁判員の方の名前などは漏らしてはならないという守秘義務がありますが，その内容，趣旨は十分に御理解いただけてるとは思いますけれど，それで御苦労といえますか，あるいは反面，そういう守秘義務があったことでよかったというふうに思われてるかどうかをお伺いしたいと思います。また，申し訳ありません，1 番の方から順に。

裁判員経験者（1 番）

何を話していいのか，いけないのかというのをすごくはっきり分かるように説明していただいていたので，その辺で苦労するということはありませんでした。ただ，裁判員で何日か職場をあけて帰ったときに，どうだった，何だったって，すごくわかって聞かれたので，おおっと思いつつながら，言っていることだけは話して，裁判員の制度がこんなふうですよというのをちょっと広めるということには役立ったのかなって，少しはですけど，思います。

司会者（竹田所長）

2 番の方は。

裁判員経験者（2 番）

私の場合は全く誰も聞いてこなかったですから、しゃべることもないですし。ただ、裁判員制度にもう一人同じ会社の間人になってたというのがありまして、どうだったかという話は、行ってから聞いてくださいという具合にしていますけど、余り皆さん興味がないのかなと。余り一般的に聞いてこられる人はいなかったですね。

司会者（竹田所長）

3 番の方，どうぞ。

裁判員経験者（3 番）

会社で裁判員になったのは私が初めてだったので，上司の方に，どうだった，どうだって聞かれたんですけど，最初に守秘義務のお話を聞いていたので，守るべきことはちゃんと守って言えたので，そこまで負担はなかったです。

司会者（竹田所長）

4 番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者（4 番）

全然問題はありません。みんな一人ずつ，誰もが社会で生活する以上，大なり小なり守秘義務というのはみんな理解していますし，ありますから。何にも問題ありませんでした。

司会者（竹田所長）

5 番の方。

裁判員経験者（５番）

守秘義務に対しては特に問題はなかったと思います。会社というか，職場においてもそんなに聞かれるわけでもないのので，一応裁判員として参加したということを経験して，みんなもいい経験になるので是非というふうなことを職場の者には言いました。

司会者（竹田所長）

それでは，ほぼ最後の質問になるのですが，これから裁判員になられる方へのメッセージと申しましょうか。こんな点がこうだったんだけど大丈夫だよとか，こうだというあたりとか。それから，経験された中でこういう点はどうか，改善はできないんだろうかという点などがありましたらお聞かせください。また１番の方から順番にお願いします。

裁判員経験者（１番）

最初選ばれたときは，番号がぱっと出て，自分が選ばれたので，わあってすごい思ったんですけど，その後不安はあったんですけど，丁寧に説明していただいたおかげで私でも務めることができたので，本当誰でも，法律の知識も何もなくても，心配せずに来て参加するということが全然できますので，自分がふだん判決とかのニュースを聞いて思っていることなんかを素直に，正直に話せる場を，機会を与えていただいて本当にありがたかったと思っています。これから当たった方はどんどん積極的に参加して，都合がつく限りは自分の意見を司法に反映させられるようなせっかくの機会ですので，活用していった方がいいかなと思います。

司会者（竹田所長）

ありがとうございます。２番の方，どうぞ。

裁判員経験者（2番）

何回も言うように初めてということで、実際に裁判員になる前に予備的に自分自身が、例えば裁判を見たことがあるのかとか、見に行ったのかというわけでもないわけですね。実際に裁判を見たことのない状態でなっているのかなって、まずそう思いました。一度、一つの流れとして、やっぱり傍聴するというんですかね、必要性はあるのかなと。初めて法廷に入ったのが前側だったというのは、これはどうなんだろうなどはまず思ってます。

それから、今回抽選でいろいろ途中でなれなかった人もたくさんいると思うんですけど、やっぱりその人たちはそこで経験が終わりなのかなと。もうちょっとその人たちにも、一生に一度当たるか当たらないか、当たるというか、選ばれるか選ばれないかというところがあるので、その人たちも何か一つ傍聴するなり、1日ほど体験みたいな、そういうシミュレーション的なものも、お金がかかったりもするからなかなか難しいかもしれませんが、そういったことをしないと結局、先ほど聞いたら37件ですかね、掛ける6人から8人ぐらいが1年間ということで、この裁判員制度自体が広まっていくのかなというのがあるんで、抽選の意味をもうちょっと持たしてやったら、たとえ最後の8人になれなくてもいいのかなとは思ってます。

司会者（竹田所長）

なるほど。ありがとうございます。3番の方、どうぞ。

裁判員経験者（3番）

私はこの年齢で自分が選ばれると思ってなかったんで、ちょっと選ばれたときには酷かなとか、負担が大きいと感じたんですけど、こういう場に出てみて、自分の意見を述べることで成長の糧になったなと思いました。

司会者（竹田所長）

ありがとうございます。4番の方，どうぞ。

裁判員経験者（4番）

個人的かどうか分かりませんが，選任されて，それから3日後ぐらいから始まるとなると，選任されなくても3日後からの日にちを確保してこちらに来ることになるわけですね。それが，例えば選任の手続が決まって，番号が出てしまって当たったら2週間後ぐらいからということになれば，その間で次の休暇を申請したり，いろんな手続がやりやすいんじゃないかなという，個人的に思うわけなんですけど，もし検討いただけるものなら，その辺を検討いただければありがたいんじゃないかと。そしたら，無駄な休みを取ってくる必要がなくなるということですね。

司会者（竹田所長）

ありがとうございます。5番の方，どうぞ。

裁判員経験者（5番）

そうですね，やっぱり社会の認知度というか，職場の反応もそうですし，やはりみんな，自分はまさかそんな選ばれるとか，そういうのは思っていない人がほとんどですよね。だから，もう少しやっぱりそういう裁判員裁判についての情報というのを，出していらっしゃるんでしょうけど，やっぱり広まってないというのが今現実だと思います。皆も，別にそれは参加しなくてもいいんでしょうみたいな感じの，その程度にしか皆さん言わないので，いえいえ，そういうことはないんですよって，是非選ばれたら参加してくださいって言いましたけれども。そういう面でも，もう少しその方から，会社の上層部もそうですけど，皆，一般的に広められるような，もう少し何かシステムがあればいいなと感じました。

司会者（竹田所長）

ありがとうございます。では、大体予定の時間が来ましたので、出席いただいた検察官、弁護士、裁判官の方からそれぞれ感想と伺いますか、御意見でも結構ですが、伺えますか。

法曹三者（山口検察官）

本日は本当に貴重な御意見をいろいろありがとうございました。冒頭でもお話しさせていただきましたが、私たちも皆さんに分かりやすいように、例えば冒頭陳述一つでも、色をどのような色にするかとか、レイアウトをどのような色にするのか、あと裁判員に選ばれた方の年代を見させていただいて、文字の大きさ一つどうするのかということも、細かい話で言えば、実はいろいろ試行錯誤をしながらやっております。ただ、実際にこちらがいろいろ考えてやったものを皆さんがどのように捉えられてるのかということを知ることが本当は少なくなくて、こういう機会じゃなければなかなか皆さんの御意見は聞けなかったところもありますし、また写真などの点についても、こちらとしては従来から気にはなっているんですけども、なかなか面と向かって皆さんに率直な御意見を聞きにくい面もありまして、今回このような機会を頂いたことについては大変感謝しております。ありがとうございました。

法曹三者（伊藤弁護士）

本日はどうもありがとうございました。また検察官と同じ話になるんですが、やはり裁判員の方から意見を伺う機会というのが1回だけなんですよね。裁判員が終わった後にアンケートを恐らく記載していただいたと思うんですが、あれを見させていただくというのが我々の唯一、裁判員の方がどう感じられたのかということを知る機会なんです。それで、こういう機会だと、そのアンケート以上に実際にどう思っておられるのかとかということが本当に直接、まさに証人の話ではないですが、

本当に生の声で聞けるというのは非常に大切な機会だと思うので、またよろしくお願いいたします。

法曹三者（長倉裁判官）

今日は本当に貴重な御意見をありがとうございました。皆さんのお話を伺って、まだまだ法曹三者だけでやってた裁判の時代の感覚が残っているというか、まだ思いが至ってないところが多々あったなというふうに、自分の裁判についても振り返ることができました。今日皆さんからいただいたいろいろな御意見を是非今後の分かりやすい裁判員裁判，参加しやすい裁判員裁判ということに是非生かしていきたいというふうに思いました。どうもありがとうございました。

司会者（竹田所長）

では、これで裁判員経験者の方との意見交換会はここで終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

司会者（吉富総務課長）

それでは、ただいまから質疑応答に入りますけれども、初めに代表質問をしていただいて、その後個別の質問を承りたいと思います。それでは、まず代表質問，A社のaさん，お願いいたします。

記者クラブA社（a記者）

皆さん，お疲れさまでした。私は司法記者クラブ幹事社のA社のaと申します。幹事社の方から代表して，1問だけまず皆さんにお伺いしたいことがあります。早速なんですけど，今回の意見交換会のように裁判員経験者の方が集まって意見を言える場所というのはどういうふうに思われるかということをお伺いしたいんです。幹事社からの代表質問は以上です。

裁判員経験者（1番）

とても貴重な機会を頂けたというふうに感じまして、こういう場で自分の思っていることを表現できるというのはすごくいいことだなと思いました。

裁判員経験者（2番）

率直なところ、言葉を選ばないといけないかなというのがちょっとありました。それから、記者の方がたくさんいるという中でしゃべるのは大変難しくて、公開なんでしょうけど、非公開でやるとまたどうなのかなといったところもありますね。

裁判員経験者（3番）

意見交換会がどういうものなのかは分からなかったんですけど、今回こういう場を開いてもらって、自分たちが経験したことを話せるというのはいいことだなと思いました。

裁判員経験者（4番）

1番の方と全く同じ意見で、大変貴重な時間を我々に与えていただいたということに対して深く感謝してます。

裁判員経験者（5番）

そうですね、私自身がこういうことを経験できるということがとても、感謝しますし、自分にとってはとてもよいことだったと思います。

司会者（吉富総務課長）

それでは、代表質問は以上で終わります。それでは、個別の質問を承りますけれども、質問の際には社名とお名前を述べてから質問をお願いいたします。それでは、

どうぞ質問がある方は挙手をお願いします。

記者クラブB社（b記者）

B社のbと申します。竹田所長にちょっとお伺いしたいんですが、先ほどの意見交換会の中でもやはり、裁判員の経験者の方で証拠の写真とかでストレスを感じてらっしゃる方もいらっしゃったり、真実を知るためにはありのままの写真を見ることが必要だという御意見もあったと思うんですけども、そういった経験者の声を直に聞かれて、そういったストレスとかに対して今後どういうふうな対策とかですね、何かもしあればお伺いしたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

司会者（竹田所長）

これまでも裁判員のメンタルヘルスサポート窓口というのが設けられておりまして、医療機関とも連携していると思いますが、取りあえずはサポートの段階はそういう機関を利用させていただきたいというふうに考えております。ちょっと長倉部長の方から補足します。

法曹三者（長倉裁判官）

あと、裁判の審理でどうするかということなんですけれど、それについては、こうしたらいいという確たるものがあるわけではまだないんですけれど、いずれにせよ、そういう心理的負担の軽い形の審理というのを今後法曹三者で議論していかなければならないということは法曹三者で今共通認識になっておりますので、そういう方向でこれから裁判は行われて、個々、ケース・バイ・ケースの部分がありますけれど、個々の事案で法曹三者で話し合っていくというふうに考えております。

記者クラブC社（c記者）

C社のcと申します。2番の方が一番難しかった部分で、被告人の感情や考え方

への配慮というか、それを考えていいものなのか、事実認定だけで考えないものなのかという部分があったと思いますが、それについて、例えば裁判官の方からアドバイスみたいなものはあったんでしょうか。

裁判員経験者（2番）

それが一番最初にあった証拠と、物的という言葉もなかったわけですけど、そういったところで、はっきり感情に流されない、そういう言葉はなかったわけですけど、そういったものをしっかり、それに基づいて進めていきましょうという言葉がありました。私はもちろん職業でもございませんので、精神面的にも通常の住民なんで、どうしても被告人を見たり、あるいは被害者を見たりすると、被害者の家族なわけですけど、見るとどうしてもそちらの方に流されやすいと。流されてもいいのかもしれないですけど、流されやすいんで、真実を見失わないようにやっぱりやらないといけないなと。自分では淡々とした気持ちでやっていこうという具合には考えてました。

記者クラブA社（a記者）

再度、A社のaです。皆様に1点伺いたいんですが、先ほど冒頭に、二度とない経験というふうにおっしゃった方がおられたと思うんですが、確率上、もう一度裁判員に選ばれることがあると思うんです。そのとき引き受けられますか。率直にお聞かせ願えればと思います。

裁判員経験者（1番）

私は、何度選ばれても必ず来ます。

記者クラブA社（a記者）

すいません。それで、その理由も少しお聞かせ願えればと思います。

裁判員経験者（1番）

やっぱりもともと制度が始まった経緯として、一般の庶民感情みたいなのと出てる判決とのかい離というのが問題になってこの制度が始まったんじゃないかと私は思ってますので、一般庶民の感覚を裁判に盛り込める協力をしていけるんだったら是非とも参加したいというふうに思って、そう考えています。

裁判員経験者（2番）

私は実は、第1回目の抽選、第2回目の抽選で2回ほど当たってて、1回目は会社の都合で出れないということですけど、半年後にもう一回当たって来たわけなんですけど、これを仕事を受けてみてという表現はおかしいですけど、大変勉強になったなと思ってます。どうやって決まるのかなとか、いろいろそういったところも、私たちは一生見ることもないところに、貴重な経験ができたと思ってます。ただ、もう一回ということになると、今度は3回目ということになるので、そういうことはちょっとないのかなとは思ってますけど、またできればそういった経験をしてみたいということですし、こういった会にも、意見交換会にも出てきているメンバーは、多分そういう気持ちがちょっとはあるんじゃないかなとは思ってます。

裁判員経験者（3番）

また選ばれたら、私も1番さん、2番さんと同じように出たいなとは思いますが。庶民の方の意見をちゃんと聞いてくれて、それをまた評議の中とかで教えてくれたりとかするので、ちゃんと自分の意見を言えて、自分たちやほかの人の意見を聞けるというのがすごくいい場だと思うので、また経験したいと思えます。

裁判員経験者（4番）

日本国民である以上、当たれば、喜んでとは言いませんが、進んで参加させてい

たきます。

裁判員経験者（5番）

私も選ばれましたらまた参加したいとは思いますが、やっぱりみんな広く経験していただきたいという気持ちもあります。裁判員を経験してすごく、今まで何げなしに聞き流していた部分も、また裁判とかというのが新聞とかに載っていたり、テレビの報道があったらすごく敏感になって、見聞きすることが増えたということもありますので、今後もそういう機会があったら是非参加したいと思います。

司会者（吉富総務課長）

そのほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、以上で質疑応答を終了させていただきます。

司会者（竹田所長）

大変ありがとうございました。先ほどは、また来ていただけるという大変ありがたいお言葉もいただきました。今日は率直で貴重な御意見を伺いました。裁判員裁判に真剣に向き合って事件に取り組んでいただいた方ならではの御意見を伺えて、本当に参考になりました。今日伺ったいろいろな御意見を踏まえまして、今後よりよい裁判員制度を目指して、我々裁判所、さらには検察庁、弁護士会もあわせて努力を重ねていきたいと思えます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

司会者（吉富総務課長）

以上をもちまして裁判員経験者との意見交換会を全て終了いたします。本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。